

目 次

- 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について 1
- 令和元年度変更事業計画及び予算について 3

公告第2号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、令和2年3月4日招集の第168回組合会において議決されたので公告する。

令和2年3月4日

長野県市町村職員共済組合
理事長 花岡利夫

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和46年制定)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「又は同法第28条の6第1項」及び「(以下「再任用職員である組合員」という。)」を削る。

第8条第1項から第3項までの規定中「所属所長」を「理事長」に改め、同条第2項ただし書き及び第3項ただし書きを削り、同条第4項中「前3項の申込書を受理したとき」を「前項の規定により受理した申込書の記載事項等に不備がないことを認めるとき」に、「事由、金額、返済能力について調査し、意見を付して」を「速やかに」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の場合において、借受人(任意継続組合員である場合を除く。)は、理事長が必要と認める場合は、前3項の申込書を所属所長に提出することができる。

第10条中「所属所長を経由して」を削り、同条に次のただし書きを加える。

ただし、理事長は、必要と認める場合は、所属所長を経由して交付することができる。

第11条第1項中「所属所長を経由して」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、借受人は、理事長が必要と認める場合は、所属所長を経由して提出することができる。

第14条第7項を次のように改める。

- 7 第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、任期の定めのある職員である組合員は、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けに係る貸付金を、貸付を受けた月の翌月から任期の終了する月までに当該貸付金に償還が終了する月までの月数に応じた利息に相当する額を加えた額を償還するものとし、理事長が別に定めるところにより毎月元利均等により償還するものとする。

第14条第8項を削る。

第15条第2項中「所属所長を経て」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、借受人は、理事長が必要と認める場合は、所属所長を経て払い込むことができる。

様式第1号及び様式第1号の2中

「再任用職員」

を

「任期の定めのある職員」

に、

「長野県市町村職員共済組合貸付規則第8条第4項の規定に基づき、上記貸付申込人に係る貸付事由・借入金額及び給与支給状況等の償還能力を調査し、事実と相違ないものと認めます。

本申込書及び別添の書類を送付しますので、ご査収のうえ、審査願いたい。」

を

「長野県市町村職員共済組合貸付規則第8条第5項の規定に基づき、上記の記載事項及び関係書類を確認した結果、上記申し込みは事実と相違なく、適正なものであることを認めます。」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公告第3号

令和元年度変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の令和元年度変更事業計画及び予算については、令和2年3月4日招集の第168回組合会において議決されたので公告する。

令和2年3月4日

長野県市町村職員共済組合

理事長 花岡利夫